

生食輸発0112第1号
平成28年1月12日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の取扱いの一部改正について

標記については、平成24年11月16日付け食安輸発1116第5号「安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の取扱いについて」(最終改正：平成27年7月7日付け食安輸発0707第1号)により通知したところです。

今般、自主検査において、中国において製造されたパパイヤ加工品より我が国で安全性未審査の遺伝子組換えパパイヤ(PRSV-HN)が検出されたことから、同通知を下記のとおり改正し、改正後の同通知を別添のとおりとしますので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくをお願いします。

記

別表中の中国のパパイヤ及びその加工品(パパイヤが分別可能なものに限る。)の検査項目に「PRSV-HN」を加える。

(別添)

食安輸発1116第5号

平成24年11月16日

(最終改正：平成28年1月12日付け生食輸発0112第1号)

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の取扱いについて

標記については、平成18年9月15日付け食安輸発第0915002号、平成18年9月28日付け食安輸発第0928004号、平成19年7月30日付け食安輸発第0730002号及び平成23年11月7日付け食安輸発1107第2号により通知したところです。

今般、平成24年11月16日付け食安発1116第4号「安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法について」が通知されたことから、下記のとおり検査を実施することとしたので御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

また、輸入者に対して、引き続き平成18年9月15日付け食安輸発第0915001号に基づき、安全性未審査の遺伝子組換え食品の輸入防止に努めるよう指導方申し上げます。

なお、平成18年9月15日付け食安輸発第0915002号、平成18年9月28日付け食安輸発第0928004号、平成19年7月30日付け食安輸発第0730002号及び平成23年11月7日付け食安輸発1107第2号については、本通知をもって廃止します。

記

1. 対象国、対象食品、検査項目及び検査方法
別表のとおりとする。
2. 検査の頻度
輸入の都度、貨物を保留し検査を実施すること。

(別表)

対象国	対象食品	検査項目	検査方法
中国	米加工品（米を原料とするもので、米粉、ビーフン等、未加熱又は加熱の程度が低いもの）	63Bt、NNBt CpTI	平成24年11月16日付け食安発1116第4号「安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法について」
	パパイヤ及びその加工品（パパイヤが分別可能なものに限る。）	PRSV-YK、 <u>PRSV-HN</u>	
ベトナム	米及びその加工品（米を原料とするもので、米粉、ビーフン等、未加熱又は加熱の程度が低いもの）	CpTI	
	パパイヤ及びその加工品（パパイヤが分別可能なものに限る。）	PRSV-HN	
タイ	パパイヤ及びその加工品（パパイヤが分別可能なものに限る。）	PRSV-SC	